

令和 3 年 9 月
山梨信用金庫

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「事業性融資および 個人住宅ローン条件変更手数料」免除の取扱期間延長について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまには、心よりお見舞い申し上げます。

山梨信用金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客さまに対して、ご融資の条件変更にかかる手数料を免除しておりますが、このたび、手数料免除の取扱期間を延長することといたしました。

当金庫では、「新型コロナウイルスに関する相談窓口」を本支店に設置しており、資金繰りの相談をはじめ、お客さまのご相談を幅広く受け付けておりますので、遠慮なくご相談ください。

記

1. 概要

対象のお客さま	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている法人、個人事業主および個人のお客さま
免除する手数料	事業性のお借入れおよび個人のお客さまの住宅ローンについて以下の①または②の条件変更にかかる手数料 ①原契約書に定めた最終期限について、その最終期限を延長する場合 ②原契約書に定めた約定返済額について、その約定返済額を軽減する場合 変更契約手数料 11,000 円

2. お取扱期間（延長後）

令和3年10月1日（金）から令和4年3月31日（木）申込受付分まで

以上

※本件に関するお問い合わせ等につきましては、以下の部署までご連絡をお願いいたします。

○ 山梨信用金庫 経営企画部 経営企画課 <TEL : 055 (225) 0213>

